

長 期

群 会 第 2 9 号

平成 2 2 年 2 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱の制定について（通達）

群馬県警察が行う国費支弁の公共工事について、入札・契約の適正化を促進し、公共工事の品質確保、不適格業者の排除及び技術力豊かな優良企業による競争の推進を図るため、群馬県警察工事成績評定要領の制定について（平成22年2月15日付け群会第28号通達。以下「要領」という。）を定め、要領中の群馬県警察工事成績評定評価委員会について、同委員会に関する要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

本件担当：会計課施設室営繕係
警 電：2271、2275

別添

群馬県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱

(趣 旨)

第1 本要綱は、群馬県警察工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 群馬県警察本部が契約した工事で群馬県警察工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項（評定の修正を含む。）
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 委員長 警務部会計課長
 - (2) 委員 警務部会計課監査室長、警務部会計課施設室長、警務部会計課次席及び委員長が必要と認める者
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、警務部会計課施設室宮繕係が行う。